

海津市こども未来館空調設備保守点検業務特記仕様書

1. 目的

本仕様書は、海津市こども未来館(以下「施設」という)の利用者が安全で快適に使用できるよう、施設に設置されている空調設備を常に良好な状態に維持し定期的な点検、保守を行うための業務を委託するにあたり、その内容を定めるものとする。

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|--------------|
| (1)施設の名称 | 海津市こども未来館 |
| (2)施設の所在地 | 海津市平田町仏師川483 |
| (3)対象機器 | 別表1のとおり |

3. 業務内容

受注者は、設備が常に正常かつ良好に動作する状態を保つとともに、故障・事故の防止及び早期発見に努めるよう下記点検内容に基づいて点検すること。

なお、点検の日時は、発注者と受注者とが協議の上決定する。

* 各空調機保守点検内容

1) 室外機 年2回

- (ア)冷媒の圧力・温度の測定
- (イ)操作回路の点検・絶縁測定
- (ウ)その他の電気関係の点検・絶縁測定
- (エ)運転状況の点検
- (オ)表示ランプ類の点検

2) 室内機 年2回

- (ア)操作回路の点検・絶縁測定
- (イ)その他の電気関係の点検・絶縁測定
- (ウ)運転状況の点検
- (エ)フィルターの点検・清掃(熱交換器、ファン等の洗浄は含まない。)
- (オ)リモコンスイッチの動作点検

3) 全熱交換器 年2回

- (ア)操作回路の点検・絶縁測定
- (イ)運転状況の点検
- (ウ)フィルターの点検・清掃

4) フィルター清掃業務 年2回

(ア) 室内機フィルターの点検・清掃

5) 天井扇点検 年2回

(ア) 動作確認、全面ガラリ清掃

6) フロン排出抑制法に伴う簡易点検 年2回(暖房中間期)

(ア) 機器の破損・汚れの目視点検(フィルター清掃は含まない。)

(イ) 異常音・振動の目視点検

(ウ) 熱交換器の汚れ・油にじみ等の目視点検

保守点検業務に従事する技術者は、第一種冷媒フロン類取扱技術者等、「フロン排出抑制法」に対応した資格を有する者とし、定期点検業務は、必ずその技術者が実施しなければならない。

4. その他

1) 点検の結果、不備と認められた事項については、その該当箇所と、是正に必要な措置の内容(見積等)を書面で発注者に提出することとする。なお、緊急の措置が必要な事項については、発注者に速やかに報告の上、必要な応急措置をとること。

2) 契約期間中、故障等で通知を受けた時は迅速に処置をすること。

3) この点検は、軽微な修繕(ヒューズ取替等)作業を含むものとする。また、点検に必要な消耗材(ウエス・油類)は受注者にて準備するものとする。

4) 次に掲げる費用は、別途とする。

ア. 発注者の都合で工事、模様替え、設備の移転あるいは改修する場合。

イ. 設備の破損もしくは老朽化により、機器取替の必要を生じ発注者がそれを認めた場合。

ウ. 自然災害等その他受注者の責に帰すことのできない修繕等が必要となった場合。

エ. 契約期間中、施設の工事等で仕様書との相違が生じても、軽微なものに関しては契約金額を変更しない。